

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 12 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380144

研究課題名(和文) 民事手続におけるオンライン申立て・オンライン送達の実証的研究

研究課題名(英文) Research On The E-Filing And Online Service In Civil Justice

研究代表者

町村 泰貴 (Machimura, Yasutaka)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：60199726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：民事裁判における情報通信技術の利用は、諸外国では極めて進んでいるが、日本ではあまり進んでいない。社会でのインターネットやデジタル技術の利用が日本でも進んでいることは言うまでもなく、これに応じて否応なくデジタル情報による証拠やインターネットによる取引などを裁判所でも扱わざるを得ず、立法も行われている。しかし裁判手続自体に情報通信技術を活用することは、ごく一部に留まっている。本研究では、諸外国の裁判実務でのICT利用状況と問題点を明らかにして、日本での本格的活用のための示唆を得た。

研究成果の概要(英文)：The use of information and communication technology in civil trials is extremely advanced in other countries, but it has not advanced much in Japan. The use of the Internet and digital technology in real society is advancing even in Japan. So, it is inevitable to treat electronic evidence and E-commerce transactions by the court. Legislation is also done. However, utilizing information and communication technologies for judicial proceedings themselves is only a small part. In this research, we clarified the situation of ICT use and problems in foreign court practices and got suggestions for full-scale utilization in Japan.

研究分野：民事手続法、サイバー法

キーワード：民事訴訟 インターネット e-filing オンライン申立て オンライン送達

1. 研究開始当初の背景

我が国においては裁判所に対するオンライン申立てを可能とする規則が、法律および裁判所規則に用意されている。民事訴訟法 132 条の 10 に規定されたのみならず、非訟事件手続法 42 条および家事事件手続法 38 条も民訴法の規定を準用している。

しかし、実際には、督促手続を除けば、オンライン申立てはほとんど利用されて来なかった。

これに対して裁判以外の行政手続では、電子申請システムが導入され、活用されている。例えば確定申告に関する E-Tax は、オンライン申立ての一つの典型であるし、申告書のオンライン作成も含めるならば、十分活用されていると言って過言ではない。その他、登記申請手続もオンライン化が顕著に進んでいる。

また海外の多くの諸国では、裁判手続に情報ネットワークを用いたオンライン申立て・送達が既に導入されており、これに伴って紙媒体ではなくデジタル情報による事件記録の保存と活用が行われている。

日本でも、裁判所に対するオンライン申立てや、裁判所が訴訟関係者に対して行う送達のオンライン技術活用は、記録のデジタル化も含め、メリットが大きいことは明らかである。ただし、従来の実務を大きく変更する可能性を秘めており、メリットを活かすために克服すべき課題も多い。

2. 研究の目的

本研究は、こうした現状認識の下で、裁判手続におけるデジタル技術・ネットワーク技術活用の実践的な可能性を追究することを目的とする。

オンライン申立ておよびオンライン送達の実現に向けた問題の明確化とその解決を当面の課題とし、これに伴う訴訟記録のデジタル化、訴訟手続におけるデジタル技術の活用に関しても研究を行うこととした。

3. 研究の方法

ネットワーク技術の活用によるオンライン申立て、送達に関しては、海外の先進例を調査するとともに、そこでの課題や他のデジタル技術の裁判手続における活用に関する課題を明らかにし、我が国におけるデジタル技術・オンライン技術の裁判手続への導入における検討の素材とする。この法実務の比較研究は、オンライン申立て・送達に限らず、これと同時に進行する裁判手続のデジタル技術活用の諸側面についても実施する。

なお、デジタル技術の進歩は早く、本研究の着想を得た段階での技術水準に対して研究遂行中、そして研究期間の終了段階では大きな違いが生じている。特に顕著なのはビッグデータ活用をめぐる状況変化と、人工知能 (A.I.) の可能性に関する変化である。これらは裁判手続におけるデジタル技術・ネットワーク技術の活用という本研究にも大きな影響があるものである。そこで本研究の内容

も、状況に応じて研究内容の調整を行ってきた。

4. 研究成果

(1) 情報ネットワーク発展が司法手続に及ぼす 2 つの影響

社会における情報ネットワークの発展は司法手続に大きく影響する。

ここでいう情報ネットワークの発展とは、情報がコンピュータ処理のためにデジタル化され、さらにネットワークにより流通している状態を広く指している。人々の日常生活も商業取引も、そして公共機関の活動も、あらゆる面でネットワーク化が進み、情報がデジタル化すると、社会に生起する紛争を扱う司法手続も、ネットワーク化とデジタル化に対応せざるを得ない。本報告では、これを実質面の ICT 化という。

他方、司法手続それ自体も、社会のあらゆる分野と同様に、事件処理のプロセスにおけるコンピュータ利用が進む。司法手続は、伝統的に、紙と口頭の情報交換によって進められてきたが、アナログな情報はデジタル化し、またコンピュータ・ネットワークの利用も進む。本報告では、このように司法手続それ自体がデジタル情報とネットワークの利用によって変わるという面、これを手続面の ICT 化という。

本報告では、この両側面を、民事手続を中心に観察してみたい。

(2) 実質面の ICT 化

社会生活のデジタル化とネットワーク化の法実務への影響

現実社会の ICT 化については、ここで詳しく述べる必要もないであろう。

ごく簡単にまとめると、あらゆる情報のデジタル化と、インターネットのインフラ化とが様々な社会変革をもたらしている。

これによって司法手続に持ち込まれる事実と証拠も、デジタル化とネットワーク化を免れない。

民事司法手続では、とりわけ電子商取引の一般化により、意思表示それ自体も、証拠も、デジタル化しつつある。

加えて社会生活にインターネットの利用が深く入り込み、人々が SNS での活動を普通に行うようになると、不法行為や家族生活も電子ネットワーク化されることになる。ネットワーク上のプライバシー侵害や名誉毀損は日常的に見られる出来事であるし、SNS を通じた浮気が離婚原因となること、そしてそれらの証拠はまたネットワーク上に膨大に存在する。

刑事手続も、サイバー犯罪や、証拠がネットワーク上に存在する場合などを想定して、その捜査および審理の手法に変化を加えざるを得なかった。

実質面の ICT 化と手続法の対応

手続法の対応は、デジタル化・ネットワーク化の下での事実の解明、その理解と法的評

価が必要となる。また証拠も、デジタル証拠に対応を迫られる。その他、当事者の特定に必要な情報が明らかではない場合の探索手段や、仮の救済の必要な場面が増えてくる。

a) 電子証拠の取扱い

日本の民事訴訟法では、電子的な媒体に記録されたデジタル情報について、新種証拠として、その取扱いの手順が論じられてきた。現行民事訴訟法は、「準文書」として、231条が「情報を表わすために作成された物件で文書でないもの」について文書の規定を準用すると定めている。また民事訴訟規則144条には、録音テープ等の反訳が書証として提出された場合に、相手方の求めに応じてその録音テープの複製物を相手方に交付すべきことを定めている。さらに、同規則149条には、録音テープ等自体を証拠として提出した場合には、その内容説明書面および内容の反訳を、裁判所または当事者の求めに応じて提出しなければならないと規定している。これらを電子証拠に応用するならば、デジタル情報（電磁的記録）を紙媒体に印刷した文書を証拠として提出した場合は、相手方の求めに応じてそのデジタル情報を複製した電子媒体（電磁的記録媒体）を相手方に交付しなければならない。一方、電磁的記録が記録された電子媒体（電磁的記録媒体）自体を証拠として提出した場合は、その内容を説明した説明書と内容を印刷した書面を補充的に提出しなければならない。

実務上は、民事訴訟規則144条の取扱いが一般的である。つまり電磁的記録を紙媒体に印字した文書を証拠として提出し、必要に応じてその情報を複製した電子媒体を相手方に交付する。

この場合に、何がその証拠の原本となるのかということが問題となる。有力な学説は、電磁的記録それ自体がとともに、そのプリントアウトもまた、文書原本と扱われるとしている。

こうした取扱い、および実務上の考え方を前提にしても、問題は残されている。一つは、映像を内容とする電子証拠でプリントアウトでは表現しきれない内容を持つ証拠の取扱いである。また、プリントアウトを原本としてしまうと、その形式的証拠力、すなわちその証拠となる情報は誰が作成者で、その作成者の意思に基づいて作成されたことをどのように立証するかという問題である。

映像による証拠は、電磁的記録媒体自体を準文書と扱わざるを得ず、民事訴訟規則149条の取扱いをすることとなる。

また、形式的証拠力については、日本にも電子署名・電子認証法が存在し、電子署名がある電磁的記録はその真正な成立を推定されたとの規定が置かれている。しかし生成文書としての紙媒体を原本と考えるならば、電子署名による形式的証拠力の認定にはなじまない。作成者はあくまで当該電磁的記録の作成名義人となるが、その者の意思に基づいて

作成された記録であることが争われれば、電磁的記録それ自体にさかのぼり、その改ざんがないことを証明する技術的な手順を踏むほかはない。

b) 当事者の特定情報の探索

ネットワーク社会に生じる紛争では、ネットワーク利用者が必ずしも特定されないまま紛争に至るケースがある。代表的なのは、名誉・プライバシー侵害や著作権侵害における侵害情報の発信者が不明という場合である。しかしそれ以外でも、詐欺的な電子商取引サイトの作成者が不明であり、その責任を追及することが困難となる場合が考えられる。

この問題に対処するために、日本では、特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示のための法律（略してプロバイダ責任制限法）が制定された。この法律の4条で、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）が発信者情報を被害者に開示することができる旨を規定している。ただし、発信者情報も通信の秘密により保護される情報だとの解釈の下で、権利侵害が明白でなければならないという要件が課されている。そしてISPは、少なくとも発信者の氏名、住所などを開示するのは、原則として訴訟による判決をもって命じられたときに限るという姿勢でいる。

加えて、詐欺的な電子商取引サイトによって金銭を騙し取られた人には発信者情報開示請求権を付与しない。詐欺的な電子商取引サイトは、それ自体、被害者の権利を侵害する情報とはいえないからである。

そういうわけで、ネットワークに関連する紛争では、当事者の特定に困難が生じるケースがまだ少なくない。

(3) 手続面のICT化

民事手続のICT利活用の目的

次に手続面のICT化を検討する。具体的な問題に入る前に、何を目的として民事手続のICT化を進めるのかという点を検討する。

ヨーロッパ諸国やアメリカでは、司法の過重負担を解消するためにICT技術を活用するという目的が当然に語られている。このことは、報告者が司法協会助成を得て実施した調査においても、米欧の研究者・実務家が口を揃えていうことである。しかし、少なくとも日本では、そうした必要に迫られるほど、司法が過重負担にあえいでいるわけではない。

最近の日本の司法制度改革では、分かりやすく、利用しやすい司法手続ということが目標として掲げられていた。ICTの活用も、そうした司法制度改革の理念をより深めるために進められるべきである。

そこで、まず、利用しやすい司法ということから、当事者の裁判へのアクセスを向上させることがICTの活用の第一の目的となる。裁判へのアクセスを向上させることは、

裁判所自体へのアクセスが含まれることはもちろんだが、裁判以前の法律相談へのアクセスも、また法情報へのアクセスも重要なポイントとなる。様々な障害を抱える人々や高齢者など、脆弱性を抱える人々の多様なニーズに応えることも、ここに含まれる。

次に、分かりやすい司法ということから、裁判の情報公開がICT活用の第二の目的となる。これは、分かりやすい裁判は利用しやすくもなるという意味では、裁判へのアクセスとも重複する。しかし特に、裁判の過程の透明化が、当事者にとってはもちろん、傍聴人や社会一般に対しても、裁判の分かりやすさを広めていく。

最後に、裁判のコストの最小化と効率化であり、迅速性と訴訟経済の理念に関係する。このことは裁判制度設営者のためでももちろんあるが、迅速かつ効率的な裁判は、その利用しやすさを高めることにもなる。

裁判へのアクセスとICT

裁判へのアクセスは、法情報へのアクセス、法律相談へのアクセス、そして裁判制度利用へのアクセスに分けることができる。裁判制度利用へのアクセスは、次の e-filing と重なるので、ここでは話題を法情報と法律相談へのアクセスに限定する。

a) 法令・判例情報のオンライン提供

法令・判例情報のオンラインによる提供は、アメリカのクリーブランド大学の連邦最高裁判決デジタル公開プロジェクトから始まり、コーネル大学の法情報機構(LII)、ヨーロッパのザールブリュッケン大学を中心としたフリー法情報へのアクセス権宣言などを経て、公的情報の無料公開の流れが固まった。

日本でも、総務省の電子政府(e-Gov)による法令情報提供システムが法令については完全なデジタルデータの提供をしており、最高裁判所規則や地方自治体の条例はそれぞれで作成主体がオンラインでデジタル情報を公開している。英語による日本法令の公開も、名古屋大学のシステムに法務省が参加して運営されている。判例については、裁判所サイトによる判例情報の提供システムが無料公開を行なっているが、分量的には不十分という他はない。

法令・判例情報のそのままでの提供は、少なくとも一般市民に対する裁判へのアクセスの向上に直接結びつくものではない。将来的にはAIを活用して、市民の抱えるトラブルや法的ニーズに即応した、法情報提供システムが実用化されることを期待したい。

b) オンライン相談

インターネットを通じた法律相談は、世界的に見れば、ごく当然のこととして行われている。それは自治体などの公的機関によるものもあれば、弁護士の個人的サービスとして行われている場合もある。

日本では、かつてはオンライン相談など不可能であるといわれていた。しかし、インタ

ーネットを通じたコミュニケーションの有用性と限界に法律実務家も慣れてきたということが最大の理由と思われるが、現在では多くの弁護士がメールによる相談を受け付けたり、コミュニケーションツールを用いた相談を受け付けたりしている。

組織的には、弁護士による法律問題の質問と解説を主とするサイトが開設されているほか、法テラスによる無料法律相談のメール受付、大阪弁護士会総合法律相談センターのWeb予約受付などが行われている。

もっとも、ネットワークの特性を活かした法的トラブルの発掘など、リーガルサービスの需要者、特に脆弱性を抱えた人々に対するアウトリーチの仕方は、もっと工夫される必要があり、今後の課題となっている。例えばDV被害者に対する法的支援のあり方には、ネットワークを用いた緊急通報システムなどが一部で試みられているが、高齢者の詐欺被害防止ネットワークなどにも活用できないかなど、検討の余地が数多く残されている。

e-filing

a) e-filingの意義

広い意味での e-filing には、オンライン申立てとこれに対する裁判所の受付整理、記録化、活用のデジタル化、オンライン送達、当事者、裁判所間の日程管理・記録管理の共有、そして判決作成支援などの諸側面が含まれる。

これらの事件処理の高度化は、裁判手続の迅速化と効率化に結びつくほか、当事者の利用しやすさと、裁判手続の透明化による分かりやすさにつながることは明らかである。

b) アメリカ・フランスなどの事情

諸外国では、単に書類をネットワーク経由で送ると言うにとどまらず、裁判所や当事者(弁護士)の内部的な事務処理も電子化され、e-filingが現実のものとなっている。

アメリカでは、The Case Management/Electronic Case Filing(CM/ECF)と呼ばれるシステムが連邦の地方裁判所、控訴裁判所および破産裁判所への申立てから事件処理一般を扱うものである。例えば連邦地方裁判所に対する訴え提起は、登録したIDに基づいて、クレジットカードの申立手数料納付とともにオンラインで可能である。オンラインで申し立てられた訴えは、裁判所内部の電子的処理システムの中で、裁判官に配点される。裁判官にとっては、日程管理、記録の管理、e-mailの送受信と管理、判決書作成支援、そしてワークフロー管理を行える。裁判官が裁判官室のコンピュータからアクセスできるのみならず、携帯端末や自宅のコンピュータなどにアプリケーションをインストールすることで、ほとんどの機能をリモートアクセスにより使うことができる。さらに登録した弁護士に対しては、その関与する事件の通知もオンラインで送ることができる。こうしたシステムが裁判事務

の迅速化や正確性の向上に役立っていることは確実である。

フランスでは、司法省が運営する省内イントラネット RPVJ が構築され、民事・刑事、および行政の裁判手続の基盤に用いられている。弁護士側は、この RPVJ に直接アクセスするのではなく、弁護士会全国評議会 Conseil National des Barreaux が運営するネットワーク RPVA が裁判所側の RPVJ と相互接続しており、相互に電子コミュニケーションが可能となっている。これを基盤として各弁護士事務所のコンピュータからインターネットを通じて e 弁護士会 e-barreau とよばれるポータルサイトにアクセスし、大審裁判所との間で事件記録および弁論日程の閲覧、電子メールと訴訟〔行為〕文書および書類の送受信が可能となっている。控訴院との間も同様である。2012 年からは、訴え提起および控訴提起の際の手数料も、電子印紙 timbre dématérialisé の利用が義務的とされている。さらに、商事裁判所および行政裁判権の各審級とも電子的な訴え提起および e-filing が可能となっている。

特に、行政裁判所の e-filing システムは、被告が行政庁および公益企業に限られているという特性から、被告に対する訴え提起書類の送達に関しても電子ネットワークを利用できるという点で、通常の民事裁判よりも電子化が進められやすい。そこで、ほとんどの訴訟が e-filing システムを通じて行われ、裁判の効率的が図られている。

このほか、先進的なシステムとして有名なのは、シンガポール、フィンランド、韓国などが挙げられる。韓国のシステムについては、同様に裁判所のイントラネットが e-filing を実現し、弁護士はインターネットを通じて認証を経て書類の送受信や期日管理を行う。また裁判官も、法廷ではモニターに当該事件の記録を写しながら、文書の内容を確認して弁論を聞き、当事者もそれぞれが提出した文書を確認しながら弁論や質疑に望む。審理の効率化のみならず、実質化が図られている。

c) 日本の現状

これに対して日本では、非公式なデジタル情報とネットワークの利用はあるが、公的には全く進んでいないという他はない。

裁判所と当事者との書類のやり取りについては、日本の民事訴訟法に基本となる規定がおかれている（同法 132 条の 10）。それによれば、民事訴訟において書面を裁判所に提出する場合、最高裁規則に従い、電子ネットワークを用いて提出することができ、裁判所のコンピュータにファイルが記録されたときに裁判所に到達したものとみなされ、その後紙媒体にプリントアウトされる。このように、民事訴訟法の規定は当事者が裁判所に提出する場合のネットワーク利用に限られ、裁判所の事務処理手続をデジタル化するものではない。そして当事者の申立てに限って

も、その具体的方法を定める規則・細則等は未整備であり、かつて一度実験的に行われたにとどまっている。

また、これとは別に、民事訴訟規則 3 条は、一定の文書に関してファクシミリによる裁判所への提出を認め、また同規則 3 条の 2 は判決書の作成その他の必要のため、当事者が裁判所に提出する書面の電磁的記録を有しているときは、それをネットワークを通じて、またはその他の電子的手段により裁判所に提出させることができると規定している。この規定による書類の提出は、電子メールに添付して提出することも考えられるが、CD、DVD などの光ディスクや USB フラッシュドライブ（USB メモリ）などの記憶媒体を提出することも考えられる。

以上に対して、当事者間の書類のやり取りについては、ファクシミリによる直送が可能である（同規則 47 条）というほかに、なんらの規定もない。裁判所から当事者へ書類を送る場合も、送達を要する書類以外の書類の「送付」はファクシミリによることができるとされているのみである（同条）。

結局のところ、ネットワークを通じた書類のやり取りに関して基本となる規定は法律上に存在するものの、当事者が裁判所に提出する場合に限られ、またその具体的方法を定める規則・細則等は未整備で、必要があれば個別に電子メールによる送信も可能ではあるが、それは便宜的な方法として行われているに過ぎないというのが日本の現状である。

（4）コート・テクノロジー

次に、法廷における審理自体の ICT 化が課題となる。

法廷、特に争点整理や口頭弁論の手続で、証人尋問のビデオ・カンファレンス（テレビ会議システム）の活用やリアルタイム・スク립ト（速記・字幕）の実施、（同時）通訳の高度化、そしてモニターなどを通じた傍聴人に対する情報提供が具体的な方法として考えられる。

諸外国では、アメリカ・ヴァージニア州のウィリアム・メリー大学の Courtroom 21 プロジェクトが最も有名であったが、多くの諸国で現実の法廷にもテレビ会議システムやモニターの導入は当然のように進んでいる。特にフランスの刑事法廷では、被告人の出廷に関するコストや危険を回避するために、被告人を拘置所からテレビ会議システムで法廷に出廷させると行った実務が行われ、その当否が議論されている。特に問題となるのは、弁護人が被告人と秘密裏に相談する権利と法廷に立ち会う権利とのいずれかが犠牲になるという点である。こうした問題は、本格的なテレビ会議システムの利用が進むに連れて我が国でも顕在化する可能性のある問題点である。

なお、法廷自体をヴァーチャル空間に構築して裁判官、弁護士、検察官はそれぞれのコ

ンピュータからアバターとして行動することや、オンライン・チャットを用いた弁論、証拠調べなども考えられるところではあるが、これはADRの世界で一部取り入れられているところである。

日本においては、1996年の現行民事訴訟法制定時に、テレビ会議システムを用いた証人尋問(204条)や電話会議システムを用いた争点整理手続(170条3項)が明文化され、実際にも用いられるようになった。これらはその後鑑定人質問にも拡大された(215条の3)。その後、刑事訴訟法157条の4が被害者保護のためにビデオリンクによる証人尋問を導入し、同様の規定が民事訴訟法にも挿入された(204条2号)。

他方、司法制度改革により裁判員裁判が導入される以前には、テレビ会議システムのような例外的な場合を除いてモニターもスクリーンもない法廷が当然であったが、裁判員に分かりやすく資料を提示する必要から、資料提示装置(プロジェクターとモニターまたはスクリーン)が備え付けられるようになった。

法廷における証言等の記録については、従来は速記官が用いられていたところ、音声または映像も含めた録音装置を利用し、必要に応じて反訳書面を作成する方式に移りつつある。さらに、裁判員裁判に活用するために、映像付き録画と音声認識ソフトによる活字化も試みている。もっとも速記官による記録化は、コンピュータ技術の発達により、リアルタイムで通常の文字に起こすことが可能となっているので、映像付き録画にリアルタイム速記を組み合わせることが最も効果的な記録化であるが、そうした方向には進んでいない。

(5) 執行・倒産処理過程でのICT活用

倒産処理手続については、コンピュータの活用による合理化が期待できるし、実際にも多数の債権者が関係する場面ではコンピュータの活用が進んでいる。アメリカにおいて早くからコンピュータが活用されたのも、破産裁判所においてであった。

もっともこの分野では、それ以外にも行うべきことが多い。個別執行の場面では、オンライン執行開始申立てや裁判所内部での事件管理デジタル化のほか、不動産競売の物件情報をオンラインで公開し、物件自体の内覧(民事執行法64条の2)も、オンラインのストリーミング動画により閲覧できるようにすれば、その参加可能性が飛躍的に広がる。また競売の方法にも、現在公売で行われているようなオンライン・オークションの応用によって売却率を上げることが考えられる。不動産のみならず動産執行についても、現実に債権回収の手段として行うことが可能となりうる。債権者の配当要求から配当までの一連の過程のe-filingやスケジュール管理も、効率化することができる。

日本では既に差し押えられた不動産の情

報はインターネットを通じて閲覧することができる。それ以外の、特にオンライン・オークションの活用は喫緊の課題といえることができる。

(4) 結論

司法手続におけるICTの拡大という世界的な傾向に対して、日本法は、部分的にICTの活用が図られている。実質面でのICT化は、実社会が先行する以上、裁判所も否応なく対応せざるを得ない。しかし、手続面でのICTの活用は、全く不十分である。

ICTの活用が単に司法制度の効率化や過重負担の解消というにとどまらず、利用しやすく、分かりやすい司法制度の実現という理念、ひいては裁判へのアクセスの保障に関わっているのであるから、日本においてもICTの活用による司法手続の高度化を進める必要がある。

ただし、その場合に生起するであろう諸問題に関しては、先行する諸外国の事例を参考としながら検討を進めておく必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計0件)

[学会発表](計2件)

ジェローム・ボッサン、町村泰貴「司法におけるICT利用の課題—テレビ会議システムを中心に」情報ネットワーク法学会2016年11月12日、明治大学、東京都・中野区

町村泰貴「ICT(情報通信技術)の発展と民事手続」日韓民事訴訟法共同研究集会2016年9月10日ソウル(大韓民国)

[図書](計2件)

町村泰貴、放送大学教育振興会『現代訴訟法』(2017)全286頁

町村泰貴・白井幸夫編、株式会社民事法研究会『電子証拠の理論と実務』(2016)全368頁

[産業財産権]なし

[その他]なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

町村 泰貴 (MACHIMURA, Yasutaka)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60199726